

目 次

総論編

1．都市計画マスタープランとは	1
2．都市計画マスタープランの構成と地域区分	4
3．計画期間	5

全体構想編

第1章 河南町の現況	7
1 - 1 河南町の広域的位置づけ	7
1 - 2 土地利用・都市基盤施設等	8
(1) 土地利用現況等	8
(2) 土地利用規制	10
(3) 都市基盤施設の現況	13
(4) その他の都市施設等の現況	25
1 - 3 都市計画	34
(1) 都市計画区域	34
(2) 土地利用に関する都市計画	34
(3) 都市施設	36
(4) 地区レベルの都市計画	38
1 - 4 まちづくりの主要課題	43
(1) 時代潮流からみた主要課題	43
(2) 河南町における都市づくり・地域づくりの主要課題	44
(3) 住民意向調査結果からみた主要課題	46
第2章 河南町の将来像	47
2 - 1 まちづくりの将来像と理念・目標	47
2 - 2 人口フレーム	49
2 - 3 将来都市構造	50
(1) ゾーニング	50

(2) 拠点形成	51
(3) 都市（連携）軸	52
第 3 章 都市づくりの方針	55
3 - 1 土地利用の全体方針	55
3 - 2 土地利用方針	56
3 - 3 都市基盤施設等の整備方針	59
(1) 道路交通	59
(2) 公園・緑地	62
(3) 上水道の整備方針	65
(4) 下水道	66
(5) 河川	67
(6) その他の公共施設の整備方針	67
3 - 4 住環境の整備方針	68
(1) 都市防災等	68
(2) 住環境	69
(3) 景観	70
第 4 章 市街地整備及び住民参加	73
4 - 1 市街地整備	73
4 - 2 住民参加のまちづくり	74
地域別構想編	
第 1 章 北部地域	75
1 - 1 地域の特性と課題	75
1 - 2 地域の将来像	79
1 - 3 地域づくりの方針	80
(1) 土地利用の方針	80
(2) 都市基盤施設等の整備方針	81
(3) 住環境等の整備方針	83

第2章 中央部地域	89
2 - 1 地域の特性と課題	89
2 - 2 地域の将来像	93
2 - 3 地域づくりの方針	94
(1) 土地利用の方針	94
(2) 都市基盤施設等の整備方針	95
(3) 住環境等の整備方針	98
第3章 西部地域	103
3 - 1 地域の特性と課題	103
3 - 2 地域の将来像	107
3 - 3 地域づくりの方針	108
(1) 土地利用の方針	108
(2) 都市基盤施設等の整備方針	109
(3) 住環境等の整備方針	111
第4章 丘陵部地域	115
4 - 1 地域の特性と課題	115
4 - 2 地域の将来像	119
4 - 3 地域づくりの方針	120
(1) 土地利用の方針	120
(2) 都市基盤施設等の整備方針	122
(3) 住環境等の整備方針	124

總 論 編

総論編

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、住民に最も近い立場にある市町村が都市づくりの課題に対応しつつ、住民の意見を反映させながら都市づくりの具体的な将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、課題に対応した整備方針、都市生活・経済活動等を支える諸施設の計画等の方向を示すものです。

【都市計画法第 18 条の 2】

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第 18 条の 2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅延なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

都市計画マスタープランの目的と役割

都市計画マスタープランは、あくまでも都市の将来像や整備方針を示すビジョンの計画であり、即地的かつ具体的な計画内容を示すものではありません。

都市計画マスタープランは、本町における都市づくりの将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、課題に対応して、都市生活・経済活動等を支える諸施設の計画等の整備方針を定めることから、住民・企業・行政などがこれらのビジョンを共有し協働により都市づくりを進めることを目標に、これを実現する手法の一つである都市計画（土地利用にかかわる規制・誘導、都市施設にかかわる事業等）の総合的な指針として定めるものです。土地利用誘導・規制や都市施設整備などの都市計画の具体的な各施策はこの指針に基づいて実施していくこととなります。

1) 都市の将来像の明示

町全体および日常の生活圏を基本とした地域別の将来像等を示し、多様な主体が共有する都市づくりの目標を設定します。

総論編

2) 市町村が定める都市計画の方針

将来像を実現する手法の一つとして、本町の定める都市計画の決定・変更の方針を示します。

3) 都市計画の総合性・一体性の確保

個々の都市計画の相互関係を調整し、都市全体として総合的かつ一体的な都市づくりを可能にします。

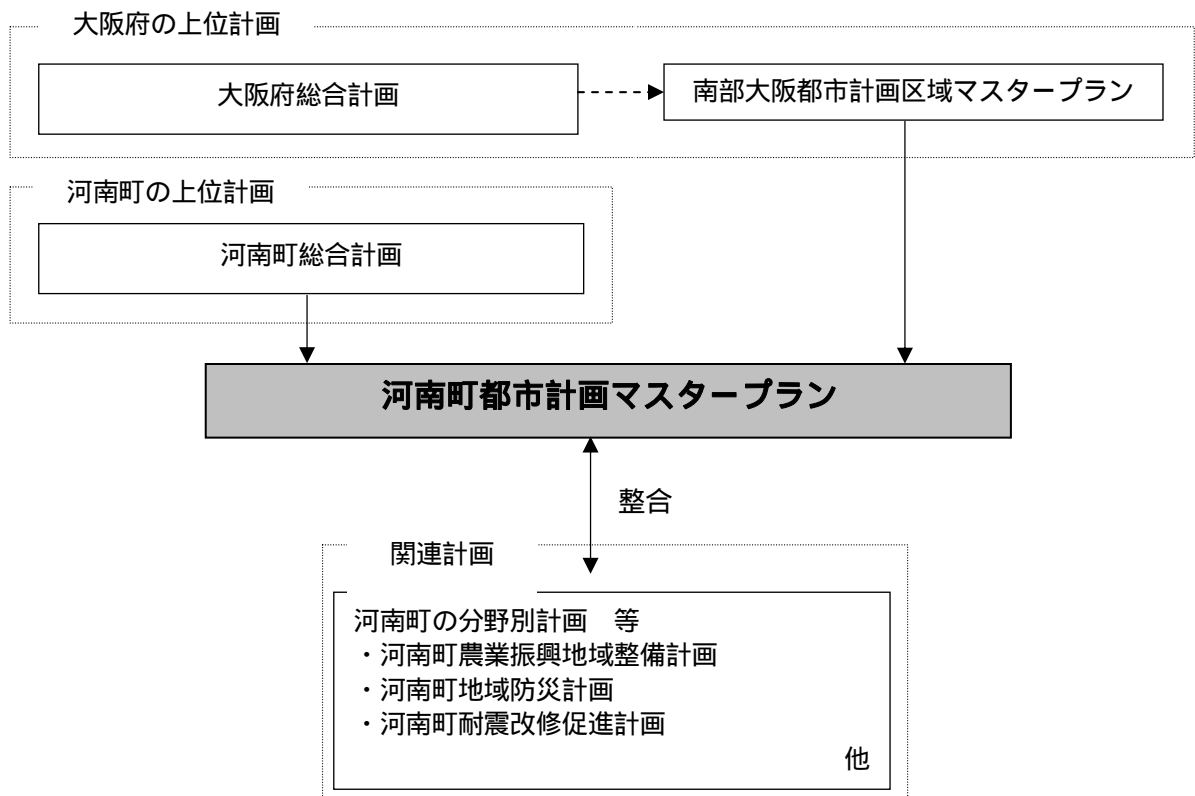
4) 住民の理解・具体の都市計画の合意形成の円滑化

住民を含めた多様な主体が都市の課題や方向性について合意し、そのことにより具体の都市計画の決定・実現が円滑に進むことが期待できます。

計画の位置付け

河南町都市計画マスタープランは、河南町総合計画、大阪府が策定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）に即し、河南町の定める都市計画の方針を示すものです。

河南町都市計画マスタープランの位置づけ



河南町都市計画マスタープランの対象範囲

本都市計画マスタープランは、市街地のみならず、町域全体にわたり農地、森林、自然環境などの土地利用のあり方を検討し、広域的かつ総合的な都市づくりを進めることが重要であることから、本町の行政区域（25.26km²、全域が都市計画区域）を対象に策定するものです。

総論編

2. 都市計画マスタープランの構成と地域区分

本都市計画マスタープランは、全体構想及び地域別構想から構成します。なお、それぞれの目的やねらいは次のとおりです。

(1) 全体構想

全体構想は、都市計画区域全域(町全域)を対象とし、町の将来像や土地利用、都市施設、住環境等の具体的な方針として次のような内容を定めます。

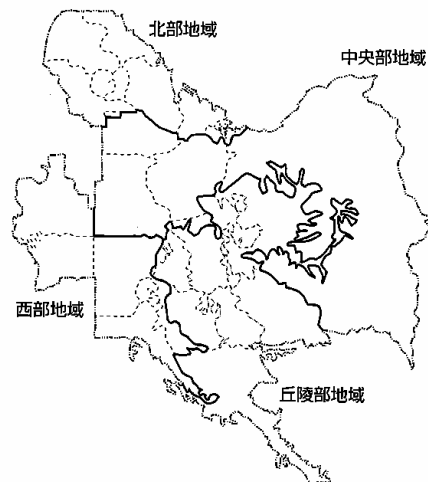
まちづくりの理念や将来の都市像	景観等の保全・形成の方針
人口フレーム等	住環境整備や防災等の方針
土地利用の方針	市街地整備の方針
道路、公園、下水道等の都市施設整備の方針	住民参加の方針

(2) 地域別構想

地域別構想は、住民の生活の場を単位として、全体構想に基づき、よりきめ細かな方針を定めるもので、具体的には次のような内容を定めます。

地域づくりの理念や将来の地域の姿
全体構想に掲げる土地利用や都市施設等の地域における保全・整備等の方針
実施する施策の内容(各種事業や地区計画等の活用について)

地域の区分については、住民の日常生活圏であり、まちづくりの一つの単位となる小学校区を基本として、空間として一体性のある区域を一つの地域とみなし、次の4つの地域を設定します。



3. 計画期間

本都市計画マスタープランは、概ね 20 年後の都市の将来像を展望し、具体の整備については概ね 10 年後の目標を設定します。

このため、本計画においては、計画初年度平成 22 (2010) 年から 10 年後の平成 32 (2020) 年を目標とした計画とします。